

第 18 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 番, 2 番)

開催期日 令和 3 年 12 月 23 日

第18回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月23日(木) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉 川 道 也
" 事務局 主 幹 上 島 宣 和
" 事務局 員 中 川 圭 太
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 32号	農地のあっせんの成立について
5	報告第 33号	農地法第4条の規定による転用の完了届について
6	報告第 34号	農地法第5条の規定による転用の完了届について
7	議案第 80号	農地法第18条第6項の規定による通知について
8	議案第 81号	農地法第3条の規定による許可申請について
9	議案第 82号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 83号	農地のあっせんについて
11	議案第 84号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第18回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様です。今年も残すところ10日となり、それぞれお忙しい事と思いますが慎重審議をお願い致します。水田活用交付金について、見直し案が出ているところですが、動向を注視しつつ、農業委員それぞれ様々なケースを想定しながら、擦り合わせが必要になってくるのだろうと考えています。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、1番長尾委員、2番塚本委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。11月30日 空知管内農業委員研修会が深川市で開催され、山本委員他3名が出席しております。12月14日から17日 令和3年議会定例会12月定例会議が開催され、吉田会長が出席しております。12月16日 現地調査を、笹谷委員・田村賢治委員・桂委員で実施しております。12月22日 新規就農者等交流会が開催され、吉田会長が出席しております。本日23日、本総会前に第5回農政部会及び第5回農地部会を開催しております。以上です。

日程4 報告第32号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第32号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇273番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇786番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇273番地4の内 地目につきましては 公簿 畑、現況 田、面積5,950㎡外16筆 田10筆71,387㎡、畑1筆4,910㎡、雑種地6筆1,125㎡ 合計17筆77,422㎡でございます。成立年月日 令和3年12月13日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、 畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、小暮委員、長尾委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇150番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇35番地 有限会社〇〇〇〇 代表〇〇〇〇 成立年月日 令和3年12月7日でございます。対象農地所在につきましては、〇〇177番地 公簿・現況地目ともに畑 面積455㎡外3筆 全筆畑でございます。4筆合計44,112㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり畑 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。以上です

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第33号「農地法第4条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 33 号 農地法第 4 条の規定による転用の完了届けについて 農地法第 4 条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今月は 1 件でございます。

番号 1 所有者住所氏名 栗山町字〇〇387 番地 〇〇〇〇 転用した土地につきまして、令和 3 年 5 月 31 日 栗農第 4-8 号許可 所在 〇〇389 番地 地目 公簿現況ともに畑 面積 504 m² 1 筆でございます。工事完了年月日 令和 3 年 9 月 15 日、完了届出年月日 令和 3 年 11 月 24 日。本件につきましては、現地確認を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 6 報告第 34 号「農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 34 号 農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて 農地法第 5 条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今月は 1 件でございます。

番号 1 譲渡人住所氏名 栗山町〇〇4 丁目 72 番地 〇〇〇〇 譲受人住所氏名 栗山町字〇〇177 番地 54 〇〇〇〇 転用した土地につきまして、令和 3 年 4 月 28 日 栗農第 5-94 号指令 所在 〇〇4 丁目 70 番地 14 地目 公簿現況ともに田 面積 297 m² 1 筆でございます。工事完了年月日 令和 3 年 11 月 18 日 完了届出年月日 令和 3 年 12 月 6 日。本件につきましては、現地確認を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 7 議案第 80 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

議案第 80 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○○268 番地 1 の内 地目につきましては 公簿 山林、現況 畑、面積 795 m²外 4 筆 田 2 筆 7,212 m²、畑 3 筆 20,393 m²、合計 5 筆 27,605 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和 2 年 2 月 28 日 契約期間 令和 2 年 2 月 28 日から令和 4 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 12 月 9 日 通知者 賃貸人 ○○市○○1 丁目 28 番 35 号 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○ でございます。

番号 2 所在 ○○○55 番地 7 地目につきましては 公簿 畑、現況 田、面積 8,355 m² 1 筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 30 年 12 月 27 日 契約期間 平成 30 年 12 月 27 日から令和 11 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 12 月 10 日 通知者 賃貸人 栗山町○○284 番地 5 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○54 番地 5 ○○○○ でございます。 以上です。

（議 長）

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号 1 について審議したいと思います。

番号 1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

—全員挙手— よって番号 1 は原案どおり決定いたします。

番号 2 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

—全員挙手— よって番号 2 は原案どおり決定いたします。

日程 8 番 議案第 81 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 81 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転（売買）及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転 1 件、使用貸借 3 件でございます。

番号 1 所在 ○○59 番地 1 地目については公簿・現況ともに田 面積 2,486 m²外 15 筆

全筆田でございまして 16 筆合計 38,505 m²でございます。譲渡人 ○○市○○3 丁目 20 番 7 号 ○○○○ 摘要といたしまして、農業後継者がいない為、申請地を売却したい。譲受人 栗山町字○○99 番地 1 ○○○○ 摘要といたしまして、申請地を買い受け、経営規模を拡大したいとなっております。

番号 2 所在 ○○27 番地 1 地目については公簿・現況ともに田、面積 3,162 m²外 60 筆 田 57 筆 297,571 m²、畑 4 筆 10,172 m²、合計 61 筆 307,743 m²でございます。貸主 栗山町字○○54 番地 5 ○○○○ 借主 栗山町字○○54 番地 5 ○○○○ 摘要といたしまして、貸主は農業後継者である借主へ経営移譲に伴う申請となっております。

番号 3 所在 ○○99 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑 面積 3,614 m² 外 17 筆、田 9 筆 85,848 m²、畑 9 筆 57,773 m²、合計 18 筆 143,621 m²でございます。貸主 栗山町字○○526 番地 ○○○○ 借主 栗山町字○○526 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、貸主は農業後継者である借主へ経営移譲に伴う申請となっております。

番号 4 所在 ○○62 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに田 面積 14,922 m² 外 20 筆、田 14 筆 81,126 m²、畑 7 筆 10,698 m²、合計 21 筆 91,824 m²でございます。貸主 栗山町字○○370 番地 ○○○○ 借主 ○○町○○16 番地 31 ○○○○ 摘要といたしまして、貸主は農業後継者である借主へ経営移譲に伴う申請となっております。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16 番 鈴木)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんは、後継者がいなく現在も譲受人に賃貸している状況であり、現耕作者への売買であることから問題ないと思います。

(1 番 長尾)

番号 2 及び番号 4 につきまして、譲渡人の○○○○さんは、農業後継者である○○○○さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(9 番 田村賢治)

番号 3 につきまして、譲渡人の○○○○さんは、農業後継者である○○○○さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 81 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 81 号については原案どおり決定いたします。

日程 9 番 議案第 82 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 82 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 6 件、所有権移転 4 件、使用貸借 2 件、転貸借 1 件の計 13 件であります。

整理番号 3 使 59-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇50 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇46 番地 6 現況地目 田 面積 18,540 m²外 73 筆 田 71 筆 349,369.53 m²、畑 3 筆 6,368 m²、合計 74 筆 355,737.53 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借 契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 使 60-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇50 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇19 番地 1 現況地目 田 面積 23,228 m²外 3 筆 全筆田でございまして 4 筆合計 31,304.02 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借 契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 61-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇91 番地 〇〇〇〇 申

出年月日 令和 3 年 12 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在
〇〇108 番地 2 現況地目 田 面積 1,722 m²外 3 筆 田 3 筆 5,327 m²、畑 1 筆 13,897 m²、
合計 4 筆 19,224 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契
約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。
借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積
を乗じまして〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11
月 30 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動
も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 62-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社
〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年
月日 令和 3 年 12 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在〇〇341
番地 1 現況地目 田 面積 1,947 m²外 3 筆 全筆田でございまして 4 筆合計 9,786 m²で
ございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 12
月 24 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては、
10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円となっております。
借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇 指定口座に
振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水
稻・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号 3 所 63-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益
財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇273 番地 〇〇
〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 10 日でございます。所有権を移転する土地につしまし
て、所在 〇〇784 番地 1 現況地目 田 面積 24,868 m²外 2 筆 田 2 筆 51,601 m²、雑種
地 1 筆 1,102 m²、合計 3 筆 52,703 m²でございます。所有権移転の内容ですが、利用目的 水
田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 12 月 24 日となっており
ます。対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ
面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令
和 4 年 2 月 14 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。

整理番号 3 所 64-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇786 番地 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇273 番地 〇〇〇〇 申出年月

日 令和 3 年 12 月 14 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 ○
○273 番地 4 の内 現況地目 田、面積 5,950 m²外 16 筆 田 10 筆 71,387 m²、畑 1 筆 4,910
m²、雑種地 6 筆 1,125 m²、合計 17 筆 77,422 m²でございます。所有権移転の内容につきまし
て、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3
年 12 月 24 日となっております。対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、○○○
○○○円、○○○○○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、それぞれ面積を乗
じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払方法につきましては、令和 4 年 6 月
30 日までに ○○○○ 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける
者の営農状況は、主な経営作物はアスパラ・牧草で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積
極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件
を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 65-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○318 番地 3 ○○○○
利用権を設定する者 ○○市○○1 丁目 28 番 35 号 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 12
月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 ○○268 番地 1 の内 現
況地目 畑 面積 795 m²外 4 筆 田 2 筆 7,212 m²、畑 3 筆 20,393 m²、合計 5 筆 27,605 m²
でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 12
月 24 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきまし
ては、10a あたり 田○○○○○○円、畑○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○
○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに ○
○○○ 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている
と考えます。

整理番号 3 所 66-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財
団法人○○○○ 理事長○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○750 番地 1 ○○○
○ 申出年月日 令和 3 年 12 月 10 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、
所在 ○○307 番地 1 現況地目 畑 面積 36,808 m²外 7 筆 田 4 筆 11,075 m²、畑 4 筆
50,813 m²、合計 8 筆 61,888 m²でございます。所有権移転の内容ですが、利用目的 水田及
び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 12 月 24 日となっ
ております。対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、それぞ
れ面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。対価の支払方法につきましては、
令和 4 年 2 月 14 日までに ○○○○ 指定口座に振込むものとなっております。

整理番号 3 賃 67-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○160 番地 1 ○○○○

利用権を設定する者 栗山町字〇〇154 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 10 日
でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇152 番地の内 現況地目
畑 面積 2,912 m²外 4 筆、全筆畑でございまして 5 筆合計 14,305 m²でございます。設定
する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 6
年 11 月 30 日までの 2 年 11 か月となっております。借賃につきましては、10a あたり畑〇
〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法
につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、世帯員は男 1 人女 3
人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18
条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 68-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇35 番地 有限会社〇〇〇〇
代表〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇150 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令
和 3 年 12 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇177 番地
現況地目 畑 面積 455 m²外 3 筆、全筆畑でございまして 4 筆合計 44,112 m²ございま
す。所有権移転の内容ですが、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の
引渡時期 令和 3 年 12 月 24 日となっております。対価につきまして、10a あたり畑〇〇〇
〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては
は、令和 4 年 6 月 30 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有
権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成
員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤
強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 69-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇341 番地 有限会社〇
〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇4 丁目 9 番 11 号
〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につ
きまして、所在 〇〇234 番地 46 現況地目 畑 面積 2,312 m²外 11 筆 全筆畑でございま
して 12 筆 36,571.11 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、
契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年 11 か月となっておりま
す。借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇
〇円となっております。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇
〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参
加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし
ていると考えます。

整理番号 3 賃 501-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 丁目 10 番 21 号 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇392 番地の内 現況地目 畑 面積 1,450 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年 11 か月となっております。借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。

整理番号 3 転 502-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇 〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇392 番地の内 現況地目 畑 面積 1,450 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 12 月 24 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年 11 か月となっております。借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 15 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱で、世帯員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 6 件、所有権移転 4 件、使用貸借 2 件、転貸借 1 件の説明がありましたので、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 3 使 59-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 使 59-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 使 59-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 使 60-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 使 60-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 使 60-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 61-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 61-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 61-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 62-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 62-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 62-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 63-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 63-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 64-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 64-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 64-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 65-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 65-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 66-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 66-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 66-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 67-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 67-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 67-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 68-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 68-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 68-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 69-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 501-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 501-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 501-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 転 502-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 転 502-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 転 502-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 83 号「農地のあっせんについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 83 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 3 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇526 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 25 日 申出地所在 〇〇520 番地 1 地目は公簿、現況ともに田 面積 13,959 m²外 7 筆 田 3 筆 46,422 m²、畑 2 筆 2,512 m²、雑種地 3 筆 243 m² 合計 8 筆 49,177 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいという

ことで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さんと○○○さん、第2候補に 有限会社○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、笹谷委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字○○161 番地8 ○○○○ 申出年月日 令和3年12月9日 申出地所在につきましては、○○347 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに畑 面積294 m²外4筆、田3筆13,555 m²、畑2筆1,041 m²、合計5筆14,596 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 長尾)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、笹谷委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 ○○市○○区○○2丁目8番10号 ○○○○ 申出年月日 令和3年12月15日 申出地所在につきましては、○○94番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに田 面積12,051㎡外3筆、田3筆21,408㎡、雑種地1筆132㎡、合計4筆21,540㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13番 田村俊彦)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として山本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、山本委員よろしくお願いします。

日程12 議案第84号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 84 号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は 2 件です。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇161 番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 9 日 申出地所在 〇〇341 番地 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積 23,059 m²外 2 筆 全筆田でございまして 3 筆合計 64,539 m²でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号 2 あっせん申出者 栗山町字〇〇597 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 12 月 10 日 申出地所在 〇〇597 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積 3,318 m²外 4 筆、田 4 筆 33,450 m²、畑 1 筆 3,318 m²、合計 5 筆 36,768 m²でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議 長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は 1 月 26 日の水曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 1 月 19 日の水曜日 午前 9 時 30 分から 第 4 班 藤田委員・小暮委員・長谷川委員にお願い

いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時43分終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに
署名捺印する。

令和4年 1月12日

第18回栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄 ㊞

署 名 委 員 長 尾 卓 也 ㊞

署 名 委 員 塚 本 政 紀 ㊞